

原告代理人 大橋 毅

同 岡本翔太

1 本日午前 10 時 30 分の弁論で結審

双方の準備書面と、尋問調書は、call4 のウェブサイトで、「クルド難民収容者暴行被害国賠訴訟」として公開している。

2 事案の経過と主要争点

(1) 原告 クルド人男性デニズ氏 東日本入国管理センター収容中の事件  
収容が人権条約違反であったことを主張する別訴あり

(call4 のウェブサイトの「日本の入管収容は国際人権法違反」訴訟参照)

(2) 経過

ア 2019 年 1 月 18 日午後 12 時前後、  
居室（独居）で、睡眠薬を求め、拒否され、抗議

イ 7 人前後の入国警備官が、入室  
処遇室への移動を命じる。

*主要争点① 居室における、原告による暴行の有無*

*被告の主張 原告が入国警備官 A の腹を蹴るなどの暴行をした。*

*それが、制圧や隔離措置の根拠となった。*

*原告の主張 暴行はしていない。隔離、制圧の根拠はない。*

ウ 入国警備官 A が、原告の手首を極めた。

入国警備官らが原告を持ち上げ、処遇室へ運び、後ろ手手錠をし、制圧。  
原告は「やりすぎ」と抗議

エ 主として入国警備官 A が、原告に対し、次の有形力行使をした。

行為 a 原告のあご下の痛点を親指で押した行為（元動画 8:31~41、甲 33

の 13)

行為 b うつ伏せ状態で手錠鎖を引っ張り上げ、左肘を押さえつけた行為

行為 c 原告の後ろ手手錠された両手を上に上げた行為

(元動画 11:30~12:32、甲 33 の 17、18)

主要争点② 上記各行為の法律の根拠、必要性 (原告の抵抗の有無等)

主要争点③ 上記欠く行為による苦痛が相当な範囲か

オ 看守責任者により、原告は、約 4 日間、保護房 (通称「懲罰房」) で隔離措置

カ 原告は、被収容者処遇規則 41 条の 2 の、処遇への不服申出をした。

申出対象

i 居室内でビデオ撮影のない間に入国警備官 A に暴行を受けた。

ii 上記行為 a、c 及び、口をふさがれた行為、など

東日本センター所長による判断

行為 a 後ろ手に手錠をされており、かつ、入国警備官が多数いる中で、苦痛を与える行為は、違法とまではいえないものの、不当な行為

行為 b 後ろ手に手錠をされ、かつ、入国警備官が多数いる中で、両手を後ろで組み、それを上に上げるようにして苦痛を与える行為は、違法とまではいえないものの、不当な行為

で「理由あり」と判定。法務事務官が謝罪

キ 判定後の措置

「暴行ととられかねない行為」という文言のみで、再発防止を注意喚起する通知

主要争点④ 原告の主張 有効な再発防止措置も、原告へのケアもなく、被収容者処遇規則 41 条の 4 の「必要な措置」がなく違法

被告の主張 上記で十分

ク 以後、原告が自殺未遂を繰り返すなどの行動

主要争点⑤ 原告の主張 救いの手のない密室で、集団に暴行を受けた原告はPTSDを患い、自殺未遂等

被告の主張 因果関係がない。従来から精神疾患

### 3 入国警備官 A と、看守責任者の尋問などが示す、入管組織の問題点

#### (1) 虐待行為を組織的に訓練している

ア 行為 a は痛点を押して苦痛を与える行為

「人間の顎下の、正確に言えば両端の部分に痛みを強く感じる部分があります。そこを抑えると口に近いことから痛みによって瞬間的に声を止めさせる効果があります」 (A 調書 10 頁)

「痛み、防声の効果、声を防ぐために痛みを与える。普通は痛がらせると「痛い」というふうに叫ぶ、原告のように「痛い」と叫ぶと思うんだが、そうじゃなくて声が発せられなくなるというのは、反射的に、もっと強い痛みのために反射的に声が止まるという、そういう理解でよろしいんですか。

そのとおりです。」 (A 調書 46 頁)

イ この行為が、苦痛を与える行為で、少なくとも不当であると、所長が判定した。虐待である。

ウ 組織的に訓練

入国警備官 A は、顎下の痛点を押す方法を、「護送官訓練で習った。」 (A 調書 38 頁。但し、「護送・送還訓練」と思われる。)、後ろ手の両腕を持ち上げる方法についても「訓練で習いました。」 (A 調書 45 頁) と証言する。

広範な入国警備官が、虐待の手法を、組織的な訓練によって身につけている。実地にも、広範に行われてきたことが推測される。

#### (2) 過去に行われてきたかどうか、調査をしていない。

「痛点を押す、あるいは後ろでの手錠の両手を上に上げる、そういう手法が過去に行われたことがあったかどうか、調査したかどうかです。

調査されたというのは私は記憶にないです。

入国警備官 A が過去に行ったかどうかはどうかですか。

それも私は知らないです。」（看守責任者調書 21 頁）

(3) 今も虐待行為の訓練が続いている

入国警備官 A は、後ろ手手錠をした両腕を持ち上げる行為については、未だに訓練が続いていると証言している。（A 調書 46 頁）

(4) 収容所のコンプライアンスの崩壊

看守責任者の証言

そうすると、あなたの理解としては、今回の不服申し出の結果を踏まえて、後ろ手に手錠をした状態で両腕を上上げるような行為は禁止されたと、あなたは理解しているということですか。

そうですね。

それから、痛点を押す行為も禁止されたという風に理解しているということですか。

そうですね。」（責任者調書 19~20 頁）

「余り痛みを、不必要な痛みを与えるような行為、余り基本的に手錠した状態で腕を上上げる行為っていうのは訓練でもしておりませんので、そういったようなやる人はいないと私は思っていました。」

（責任者調書 20 頁）

偽証でなければ、入国警備官 A の証言する従来の訓練、現在の訓練続行を、看守責任者は把握していない。

収容所は、組織的な訓練に基づく虐待を幹部が把握しない、不当な行為が認定されても訓練が続く、統制できない組織になっている。

ブラックボックスを開かなければ、法改正の議論はできない。

法案の、被収容者処遇に関する規定の問題点

日弁連意見書 2021.3 の 22 頁以下 隔離処分などの手続保障の欠如  
不服制度や監視委員会の未整備

問合せ先：弁護士大橋毅 E-mail:to21709@swan.ocn.ne.jp mobile : 090-3219-3394

東京都豊島区東池袋 1-17-3 ウェルシヤン池袋 1005 号室

TEL03-5951-6440 fax03-5951-6444